

生駒市条例第 1 2 号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成 2 3 年 9 月生駒市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表中「会議室等」を「会議室」に、
「会議室 2 0 6 ・ 3 0 1
1 室につき」

を「会議室 2 0 6」に改め、同表和室の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 7 年 9 月 1 1 日から施行する。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 2 5 年 1 2 月生駒市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条のうち生駒市生涯学習施設条例別表第 1 の 3 の表の改正規定中「、「

510円」を「520円」に」を削る。